

5-36 座席ベルト等

5-36-1 装備要件

- (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔5-34-1(5)アからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係）

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて、前向きのもの（この表において「前向き座席」という。）	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（この表において「第二種座席ベルト」という。）
	上欄に掲げる座席以外の座席	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。この表において「第一種座席ベルト」という。）又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	前向き座席（5-36-1(2)アの基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
④ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（5-36-1(2)イの基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5tを超えるもの	前向き座席のうち、運転者席及びこれと並列の座席（5-36-1(2)イの基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

(2) (1)の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。（細目告示第186条第1項関係）

ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が協定規則第80号改訂補足第1改訂版の技術的な要件（規則5.、6.及び7.に限る。）に定める基準に適合するものであること。

イ 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席及びこれと並列の座席であって、車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有しているものであること。

(3) (1)の表中の「第二種座席ベルト」とは、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。（細目告示第186条第2項関係）

(4) (1)の表中の「第一種座席ベルト」とは、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。（細目告示第186条第3項関係）

(5) 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。

5-36-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 5-36-1の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第186条第4項関係）

- ① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
- ② 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようにしていること。
- ③ 取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
- ④ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
- ⑤ 座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。

(2) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第186条第5項関係）

- ① 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに

準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置

(3) 5-36-1の座席ベルトは、当該自動車は衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第186条第6項関係)

- ① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
- ② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。
- ③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
- ④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。
- ⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。

(4) 次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(3)に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第186条第7項関係)

- ① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト
- ② 協定規則第16号第6改訂版補足第3改訂版の技術的な要件(規則6.、7.及び8.1.から8.3.5.までに限る。)に定める基準に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト

5-36-3 欠番

5-36-4 適用関係の整理

4-36-4の規定を適用する。